

省 令

○農林水産省令第五十三号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成六年八月二十二日

農林水産大臣 大河原太一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の四の項植物の欄中「りんごであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの」の下に「並びにアメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるゴールデンデリシナス種及びレッドデリシナス種のりんごであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。